9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断は、労働安全衛生法に定められた企業の重要な義務のひとつです。健康診断の実施は従業員の人数や企業の規模に関係なく、たとえ従業員が1人であっても健康診断を実施しなければなりません。また、アルバイト・パート社員も正規労働時間の4分の3以上を勤務している場合は健康診断の実施対象となります。企業には、健康診断の実施だけでなく、健康診断結果についての医師の意見聴取やその意見に基づく就業上の措置などもありますので、この強化月間を機会に、実施している健康診断をチェックして、従業員の健康を守りましょう。

一般健康診断

雇い入れ時の健康診断　常時使用する労働者を雇い入れる際に実施。

定期健康診断　1年に1回定期的に実施。

特定業務従事者の健康診断　定期健康診査に加えて、6か月に1度の間隔で定期的に実施。

★特定業務健康診断に該当する労働者★

- 多量の高熱（低温）物体を取り扱う業務及び著しく暑熱（寒冷）な場所における業務
- ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- 重量物の取扱い等重激な業務
- ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 深夜業を含む業務
- 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務　など

特殊健康診断

労働安全衛生関係法令で定められた、有害業務で働く労働者が対象で、定期健康診査に加えて、6か月に1度の間隔で定期的に実施。

★該当する労働者★

- 屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29条）
- 鉛業務に常時従事する労働者（鉛則第53条）
- 四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者（四アルキル鉛則第22条）
- 特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39条）
- 高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者（高圧則第38条）
- 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者（電離則第56条）
- 除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第20条）
- 石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者（石綿則第40条）

上記のほか、粉じん作業に従事者の「じん肺健診」、歯に有害な物質を扱う作業従事者の「歯科検診」があります。

足利労働基準基準協会が委託して実施(検診医療機関:宇都宮健康クリニック)する健康診断は、深夜に業務する方などの「特定業務従事者の健康診断」や、有機溶剤・鉛を扱う方などの「特殊健康診断」に限っての受診も可能です。

最寄りの公共施設(地場産・プラザ・公民館など)を利用して、月1～4回(混雑期)のペースで集合検診を実施していますので、受診の機会が多くてとても便利です。
人数が集まれば、直接事業所を「巡回バスが訪問」しての健康診断もできます。(集合検診との併用も可)

令和7年9月～11月実施の集合検診

実 施 日	受付開始時間 ～ 受付終了時間	実 施 会 場
9月3日(水)	午後 2:00～午後 3:30	地場産センター
10月2日(木)	午前 9:00～午前 11:30　午後 1:30～午後 3:30	地場産センター
10月18日(土)	午後 2:00～午後 4:30	久野公民館
11月10日(月)	午後 2:00～午後 3:30	足利市民プラザ

足利労働基準基準協会の健康診断(内容と金額)

(税抜き)

種　　類	内　　容	金　　額
雇入れ・定期健康診断	法定健康診断項目	6,000円
協会けんぽ	協会けんぽが定める診断項目	4,802円
事業所が加盟する組合健保	各組合の定める検診科目	各組合の金額
特定業務従事者健康診断	作業内容による健診項目	1,500～6,000円
特殊健康診断	有機溶剤・特定化学物質・特別有機溶剤	2,000～6,500円
騒音	簡易検査	1,600円
ストレスチェック	職業性ストレス簡易検査	600円

※ 細かい検査項目などは、ホームページの「健康診断」で確認してください。
※ 法令改正により、ストレスチェックは50人未満の事業所でも義務となりました(実施期日未定)

受診を希望(検討)する事業所は、協会事務局までご連絡ください